

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20210203	佐伯交通有限会社(法人番号4240002037104) 代表者西本直貴	広島県廿日市市永原1237番地1号	本社営業所	広島県廿日市市永原1237番地7号	輸送施設の使用停止(170日車)及び文書警告	道路運送法(以下「法」)第9条の2第1項及び法第27条第3項	令和元年11月13日、同年11月28日及び同年12月12日、継続監視の監査対象であることを端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出・運賃料金変更事前届出違反(法第9条の2第1項)、(2)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項及び第3項)、(4)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)運行記録計による記録保存義務違反(運輸規則第26条第1項)、(6)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記録義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)	17	17
20210225	有限会社青山車輛(法人番号6270002009585) 代表者青山泰陸	鳥取県東伯郡北栄町由良宿483番地4号	本社営業所	鳥取県東伯郡北栄町由良宿476番地2号	輸送施設の使用停止(170日車)及び文書警告	道路運送法(以下「法」)第9条の2第1項、法第20条及び法第27条第3項	令和元年11月21日及び令和2年10月21日、継続監視の監査対象であることを端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出・運賃料金変更事前届出違反(法第9条の2第1項)、(2)営業区域外旅客運送(法第20条)、(3)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(4)疾病、疲労等のおそれのある乗務禁止違反(運輸規則第21条第5項)、(5)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(6)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第1項)、(7)乗務員台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	17	17